

9 バーゼル条約運用を取り巻く実態

バーゼル条約については、越境移動の規制がかかる物品リストの解釈を巡って、各国間で判断の違いが生じるため、ある国ではバーゼル条約上問題がないと判断が下された廃棄物についても、相手国側の判断によってはバーゼル条約上の有害廃棄物と判断され、バーゼル条約に則った手続きが必要となる場合がある（逆の場合もありうる）。

また、輸出時の手続きに必要な書類が多岐に渡り、書類の作成に時間がかかるため、輸出入に關与する双方の国が不利益を被っている可能性がある。

輸出入に關わる二国間において規制対象物質が異なることから、輸出入が困難であった事例としては、日本と台湾間における銅系触媒の輸出入（事例1）や、日本とマレーシア間における銅スラッジの輸出入（事例2）が挙げられる。

<事例1：日本と台湾間における銅系触媒の輸出入>

- ・ 有害物質（シアン化合物）を含有した金メッキ基本液を製品として輸出し、相手国の取引先で使用後、リサイクル目的で日本に廃液として輸入する場合、バーゼル法の適用を受けた。
- ・ 金および銀メッキ廃液より金・銀を吸着させたレジン、活性炭等を現地で焼却し、灰（アッシュ）として輸入することも検討したが、バーゼル法における飛散性を有する事項に抵触すると考えられたため輸入を断念した。
- ・ 銅系触媒の規制が2国間・地域間で異なるため、各国政府の対応が異なることと、日本と台湾には2国間協定がないため、輸入同意の公文書が発行されないことが問題である。
- ・ 台湾において銅含有物は有害産業廃棄物に指定されており、台湾からの輸出時は、必要文書を全て揃えて地方環境局に輸出申請する必要がある。また、その申請書類には、輸入国政府からの輸入同意書も必要となる。
- ・ しかし、日本と台湾の間には国交がないため、日本政府から直接台湾の政府宛に公文書を発行することができない。
- ・ 現地企業では輸出に關する各種手続きに対応することができず、解決策が見出せていない状況である。

<事例2：日本とマレーシア間における銅スラッジの輸出入>

- ・ マレーシア国内には、銅スラッジのリサイクル企業がないため、マレーシアに進出している日本企業が、リサイクル目的で日本へ輸入することを検討した。
- ・ 日本では銅系スラッジは（性状にもよるものの）「有価物」として、廃掃法上の輸入の許可、外為法上の輸入の承認が不要であるが、マレーシアの国内法では「廃棄物」として扱われるため、バーゼル条約上の手続きが必要となる。
- ・ そのため手続きに6ヶ月以上も要し、多大なコストが発生した。結果的に輸入は実現しなかった。